

## ○分賦基本水量等の決定について

制 定 平成5年3月19日 議案第1号議決

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）に規定する1日最大給水量及び分賦基本水量について、平成5年度から平成7年度までの1日最大給水量及び分賦基本水量を次のように定める。

平成5年度から  
平成7年度まで 1日最大給水量及び分賦基本水量

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量を、平成5年度から平成7年度までについて別表のとおり定める。

別 表

市別 区分 年度	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市	
	1日 最大 給水量	分賦基本 水量	1日 最大 給水量	分賦基本 水量	1日 最大 給水量	分賦基本 水量	1日 最大 給水量	分賦基本 水量
5	606,211 619,445	157,138,172	256,064 256,740	65,539,364	126,275 131,875	33,216,005	39,450 39,940	10,162,824
6	619,445	158,268,380	256,740	65,597,070	131,875	33,694,245	39,940	10,204,670
7	619,445	158,701,992	256,740	65,776,788	131,875	33,786,558	39,940	10,232,628

(注) 平成5年度の1日最大給水量の上段は6月30日までの1日最大給水量、下段は7月1日からの1日最大給水量とする。